

第7回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 6年 7月5日(金) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

6番 阿 部 純 子

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

事務局長	1. 開会前	午後1時30分
	開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。	
	本日の会議に、6番 阿部純子委員から欠席の届出がございました。	
	在任委員15名中現在の出席委員は14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。	
議長 (金井会長)	はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。	
	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時31分
	3. 議事録署名委員の指名について	午後1時32分
	まず、議事録署名人の指名を行います。	
議長	沼田市農業委員会会議規則により、議長において14番 赤石初雄委員	
	15番 小林由喜子委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。	
	4. 諸般の報告	午後1時33分
	議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。	
議長	事務局より順次、報告をお願いします。	
	下記について報告	
	(1)農地法第3条の3の規定による届出について	
	(2)農地法第18条第6項（合意解約）について	
議長	(3)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について	
	これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。	
	5. 付議事件	午後1時36分
	議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。	
議長	議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。	
	議案説明 5件	

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたら手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

9番委員

1つよろしいですか。

議長

どうぞ。

9番委員

獣害で困っていて、ここで耕作するとのことですが、作付予定作物の桃は獣害に遭いやすいと思うので、許可に対して異論はありませんが、対策をしっかりと欲しいと思います。

議長

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きまして3番

4番

5番

3番委員

よろしいですか。

議長

どうぞ。

3番委員

この案件について、売買価格が少々安すぎるのではないかと思いますのですが、どのような経緯でこの金額になったのでしょうか。

議長

金額については私も安いと思ったのですが、最終的には当人同士の話し合いで決まることでもあるので、農業委員会として金額をこうすべきというのも難しいのではないのでしょうか。

事務局次長	確かに、金額が他と比べると安いというのはあるかと思いますが、前例ができることの是非はあるかと思いますが、金額は当事者間の契約により決まる部分になるので、法律上の要件に照らして、金額が安いことだけをもって許可しないということは難しいかと思います。
3番委員	わかりました。
議長	他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。 無いようですので、お諮りいたします。 議案第27号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。 議案説明 1件
事務局員	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。 無いようですので、お諮りいたします。 議案第28号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第29号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ここで、提出された案件については、7番 木内和男委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

7番委員

先日、事務局と現地確認を行いました。この土地はもともと石や木が置いてある状況で、農地として利用されていなかった場所になります。本件は次の一時転用とも関連がありますが、利用後は農地に戻ることから、所有者にとってもかえって良いのではないかと思います。場所についても、他の農地に影響は無いと思われるので、問題無いかと思います。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

その他、ご意見がございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第29号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 10件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ここで、提出された3番、7番の案件については、富沢誠司委員、木内和男委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

1番委員

先日、現地調査を行いました。申請地北側に4m道路が通っており、隣接する農地に影響は無いと思いますので、問題無いと思われます。

7番委員

先ほどの計画変更の案件と同様の内容となりますので、問題無いかと思えます。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番

8番

9番

10番

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第30号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了しました。

審議終了 午後2時15分

6. 協議事項

(1) その他

7. 連絡事項

- (1) 沼田市制施行70周年記念式典に伴う功労者の推薦について
- (2) 令和6年「田畑売買価格等に関する調査票」の回収について
- (3) 行事予定について
- (4) その他

8. 閉 会

終了 午後2時54分